1 性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金(令和5年度補正予算事業)

- 保育所等に対して、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容(保育の実践記録等)の記録などを行う設備等支援を通じて、性被害防止対策を行うことを目的とするもの。
- ・補助基準額は1施設あたり100千円

2 保育士宿舎借り上げ支援事業補助金

対象者が採用日から「6年以内」の常勤保育士等へ変更(経過措置あり)

3 年度限定型保育事業補助金

- 対象施設を拡大
- 減免対象者を拡大(多子世帯支援)

4 一時保育事業補助金

• 減免対象者を拡大(多子世帯支援)

令和6年度主な補助金の改正点について

資料3-1

5 定員超過補助者雇上費事業補助金

- 「潜在保育士」を補助対象に追加
- 補助基準額の変更

6 保育体制強化事業補助金

• 「スポット支援員」を補助対象に追加

7 ICT化推進事業補助金

・機能要件を追加(キャッシュレス決済に関する機能)